

平成29年度座間市所管社会福祉法人指導監査結果の概要

○平成29年度指導監査の実施状況

法人名	実施日	監査の種類※	文書指摘の概要		口頭指摘 の件数
			指摘内容	改善状況	
互惠会	H29.6.27	定期指導監査	理事会の開催について不備がありました。	改善済	3
成光福祉会	H29.6.29	定期指導監査	指摘事項はありませんでした。		
あららぎ福祉会	H29.9.7	定期指導監査	経理規程が遵守されていませんでした。	改善済	2
光輪会	H29.9.13	定期指導監査	要報告事項はありませんでした。		1
慈恵会	H29.10.13	定期指導監査	法令に定める情報の公表を行っていませんでした。	改善中	4
			報酬規程が遵守されていませんでした。		
			苦情解決の第三者委員に不備がありました。		

※所轄庁が行う社会福祉法人への指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に区分されます。

○指導監査区分表

監査の種類	実施基準
一般指導監査	3箇年に1回。
特別指導監査	運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施。

(参考) 評価の区分

区 分	指導基準の「観点」及び「評価の基準」に対する状態	報告の要否
A：文書指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法に関する法令に違反している ・ 指導監査に関する通知に抵触している（軽微なものを除く） ・ 定款その他の法人の規則等に重大な違反又は不備があるもの ・ 不適切な資産管理、累積赤字の増大などにより、法人の経営基盤に影響を及ぼすおそれがある ・ 経理処理の誤りなどにより、金銭上の是正措置が必要である ・ 過去の監査で継続的に指導しているにも関わらず、改善が見られない ・ 神奈川県等との協議の結果、特に文書指摘とする必要が認められる ・ その他法人の適正な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある 	改善状況の報告を要する
B：口頭指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書指摘に該当しないが、改善すべき事項として、次回の監査において状況の確認を要する 	改善状況の報告を要しない
C：助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の担当者に対するヒアリング等で助言するが、講評における指摘事項としないもの 	改善状況の報告を要しない